国民健康保険のお知らせ



保険料を年金天引きで納めている人の仮徴収について

無課係 055-934-4726

仮徴収とは

保険料は、前年の所得が確定しないと決定できません。そのため、前年中の所得が確定するまでは、仮に算定した保険料を徴収します。それに伴い国民健康保険料仮徴収額決定通知書(年金天引き)を対象者に送付します。

- ・年度の途中で保険料に変更があったときは、年金天引きが中止になり普通徴収(納付書払い) に変更となることがあります。お送りする変更通知書を確認してください。
- ・年金天引きから口座振替に変更できます。手続きについてはお問い合わせください。

●所得のなかった人も申告が必要です

次の①と②両方に当てはまる人は、保険料が軽減される場合があります。 該当する人は、市役所 2 階市民税課に申告をしてください。

- ①国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
- ②令和5年1月から12月中に収入がなかった人、少なかった人または非課税年金(遺族年金、障害年金など)だけだった人



賦課係 055-934-4726

保険料がスマートフォン決済アプリで支払えます

今までのスマートフォン決済アプリによる納付方法(PayPay、LINE Pay)に加えて、4月から au PAY、d払い、PayB、J-Coin Pay による国民健康保険料の納付が可能となります。納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、「いつでも」「どこでも」保険料を納付することができます。

国民健康保険等に関する一部手続きが電子申請できるようになりました

スマートフォンやパソコンを利用してマイナポータル(ぴったりサービス)からオンラインで 申請できるようになりました。手続きには、マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書暗証

番号(数字4桁)、署名用電子証明書暗証番号(アルファベットと数字6桁以上)の入力が必要になります。来庁せずにいつでも手続きできますのでぜひご利用ください。

電子申請はこちらから



〈電子申請が可能な手続き〉

国民健康保険に関する手続き

- ○国民健康保険脱退届
- 〇非自発的失業者軽減申請
- 〇産前産後期間軽減申請
- ○保険料納付済額確認票交付
- ■お問い合せ:賦課係(055-934-4726)

後期高齢者医療制度に関する手続き

- ○限度額適用認定証交付申請
- ○後期高齢者医療簡易申告
- ○保険料納付済額確認票交付
- ○被保険者証再交付申請
- 〇医療費通知再発行申請
- ■お問い合せ:高齢者医療係(055-934-4728)

<u>※国民健康保険への加入手続きや保険証の再交付申請など、電子申請に対応した手続きを拡大する</u> よう現在準備を進めています。電子申請可能な手続きは随時、ホームページ等でお知らせします。